

中小企業等省エネ対策支援事業補助金

エネルギー消費の抑制によるコスト削減に取り組む市内事業者に対して
既存設備から省エネ設備への更新に係る経費の一部を補助します！

対象者

1事業者1回限り

市内に事業所等を有し、1年以上事業を継続している中小企業

※個人事業主は、上記に加えて市内住所地での所得の申告をしていることが条件となります

※一次産業や金融業、風俗業など一部対象外の業種があります

対象設備

省エネ又は高効率効果が既存施設と比較して5%以上見込まれ、設備メーカー等により証明された設備

※新規設備の導入、古物商等からの中古品取得及びリース・割賦は対象外となります

対象設備（例）

空調・エアコン、照明設備（LED照明含む）、冷凍・冷蔵設備、各種機械 等

補助率等

補助率 3分の2以内

補助額 下限10万円から上限200万円

※補助額が10万円未満の場合は対象外となります

！ご注意ください！

市からの交付決定通知を受ける日付より前に、設備の導入に係る発注・契約行為を行うことはできません

申請期間

令和5年11月1日（水）から12月28日（木）必着

※上記以降の受付は行わないので、期限厳守をお願いします

事業期間

交付決定日から令和6年2月29日（木）まで

※交付決定後に発注や契約を行い、納品・支払いまでを完了することが条件となります

お問合せ

潟上市役所 商工観光振興課 企業支援班
電話番号 018-853-5350

詳細は潟上市HPを
ご確認ください。
<https://www.city.katagami.lg.jp/>